

「次世代住宅ポイント対象住宅証明書」発行業務の期間延長について

一般財団法人大阪住宅センター

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた次世代ポイント制度の対応について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業者から受注や契約を断られるなど、令和元年度末までに契約できなかった方※のポイント発行申請を令和2年6月1日から8月31日までの間で受け付ける予定となりました。

詳細は「次世代住宅ポイント事務局HPでご確認ください。」

URL : <https://www.jisedai-points.jp/information02/>

これに対応するため、「次世代住宅ポイント対象住宅証明書」の発行業務を令和2年8月31日まで延長して行います。なお、この申請にあたりましては、予め次世代ポイント事務局にポイント発行申請の受付対象者であることを確認してください。

1. 業務内容

次世代住宅ポイント制度に基づく「次世代住宅ポイント対象住宅証明書」の発行業務

2. 業務区域

大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県の全域

3. 住宅の種類

新築の戸建住宅及び共同住宅等（賃貸は除く。）

4. 対象となる新築住宅の性能基準

居住要件	性能基準
自ら 居住する 住宅	断熱等性能等級 4 一次エネルギー消費量等級 4 以上の性能 劣化対策等級 3 かつ維持管理対策等級 2 以上の性能 （共同住宅及び長屋については、一定の更新対策を含みます。） 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2 以上の性能又は免震建築物 高齢者等配慮対策等級 3 以上の性能

5. 適合審査及び発行料金（戸建住宅）

（円：税抜金額）

適用する基準	料金
断熱等性能等級	20,000
一次エネルギー消費量等級	30,000
劣化対策等級／維持管理対策等級	20,000
耐震等級又は免震建築物	30,000
高齢者等配慮対策等級	15,000

※ 共同住宅は別途見積りさせていただきます

6. 申請書類等

大阪住宅センターホームページ

申請書ダウンロード

からダウンロードできます。

＜お問合せ先＞

一般財団法人大阪住宅センター 住宅評価保険部（評価担当） TEL 06-6253-0238